

憲法と家族

～あなたの幸せのために、憲法が保障するさまざまな生き方～

憲法の改正が話題になっていますが、憲法9条や改憲規定の問題が中心です。でも、憲法は私たちひとりひとりの身近な生活にも大きな影響を及ぼします。例えば家族。過去には憲法24条から「両性の平等」という言葉をなくそうとした動きもありました。今話題の改正案には「家族は社会の自然かつ基礎的な単位」という条文があります。そうすると、結婚して家族を作らない“おひとりさま”は不自然ですか？ また、「家族は助け合わなければならない」という規定も、公権力をしぼるのが目的の「憲法」としては、妙ですね。

国の形を決め、権力によっても奪われない人権を定めた憲法は、あなたの人生の道しるべでもあります。戦前は国が家制度を作って家族の中に家長を中心とした序列を作っていましたが、私たちの日本国憲法では個人と家族をどのようにとらえているのでしょうか？ 様々な視点から、憲法と家族の関係を3回にわたって考えてゆきます。

第1回 「憲法から見た家族」

～現代家族・男女共同参画社会と国家～

日 時 2013年11月22日（金）午後6時30分から午後8時30分
場 所 弁護士会館2階「クレオ」
講 師 辻村みよ子（明治大学教授）・棚村政行（早稲田大学教授）
市毛由美子（弁護士）

第2回 「憲法13条個人の尊重と家族像」

～選択的夫婦別姓・相続分差別決定と家族の形～

日 時 2014年 1月17日（金）午後6時30分から午後8時30分
場 所 日比谷図書館文化館大ホール（日比谷公園内）
講 師 榊原富士子（弁護士）・広渡清吾（専修大学教授）
辻村みよ子（明治大学教授）

第3回 「憲法24条男女の実質的平等と家族」

～DV法などにみる親密圏への法の役割～

日 時 2014年 3月28日（金）午後6時30分から午後8時30分
場 所 日比谷図書館文化館大ホール（日比谷公園内）
講 師 小島妙子（弁護士）・二宮周平（立命館大学教授）
辻村みよ子（明治大学教授）

いずれも参加費無料です。事前申込なしの参加も可能ですが、資料準備のため、事前に参加のご連絡を頂けると助かります。申込書は裏面にあります。

主催：日本女性法律家協会

共催：日本弁護士連合会・ジェンダー法学会・明治大学法科大学院ジェンダー法センター



日本女性法律家協会とは？

日本女性法律家協会は、1950年に設立された、女性の弁護士、裁判官、検察官、法律学者から構成される全国組織の団体で、現在の会員数は、約900名です。

日本に初めて女性法曹が誕生したのは、1940年(昭和15年)で、女性弁護士3名が誕生しました。当協会の設立は、1950年(昭和25年)、GHQの法務部LSにいたアメリカ合衆国の女性弁護士メアリー・イースタリングの示唆によるもので、女性の弁護士・裁判官・検察官に大学の法学研究者も加えて10余名でスタートしました。

設立と同時に、国際女性法律家協会にも加盟し、当協会は国際女性法律家協会の日本支部として、これまでに国連日本代表も送り出しています。

==== 申 込 書 =====

(日本女性法律家協会宛 FAX:03-3437-6188)

- 第1回 参加します。 参加しません。
- 第2回 参加します。 参加しません。
- 第3回 参加します。 参加しません。

お名前： _____ ご所属： _____ (_____ 期)

電話： _____ FAX： _____

日本女性法律家協会への入会申込書送付を希望します。

送付先
〒
ご住所



会場にご注意ください
第1回は弁護士会館
第2回・3回は日比谷図書館文化館